

国際交流ルームソーシャル・ネットワーキング・サービス運用方針

1 目的

国際交流ルームソーシャル・ネットワーキング・サービス（以下「国際交流ルームSNSという。」）は、春日井市の多文化共生の取組みを、多くの市民に発信するもので、そのアカウントの運用に関する事項について定める。

2 SNSアカウント

国際交流ルームSNSで利用するサービス及びそのアカウント（以下「本アカウント」という。）は、次のとおりとする。

- (1) サービス名 エックス（X）
アカウント名 Kasugaikokusaikouryuroom
- (2) サービス名 フェイスブック（Facebook）
アカウント名 Kasugaikokusaikouryuroom

3 コメント等への返信

情報発信のみを行うものとし、返信等は行わない。質問や意見については、春日井市公式ホームページの「お問い合わせフォーム」において受け付ける。

4 管理責任者の設置

発信主体は国際交流ルームとし、管理責任者は多様性社会推進課長とする。

5 アカウント運用者の制限

- (1) 管理責任者は、本アカウントを運用する者を指定し、国際交流ルームSNSにアクセスするためのID及びパスワード等を交付することができる。
- (2) 本アカウントを運用する者は、情報漏えいが起こらないよう努めなければならない。

6 運用時間

運用時間は、午前9時から午後5時までとするが、管理責任者が必要と判断した場合はその限りではない。

7 発信する情報

本アカウントでは、次の情報を発信することとする。

- (1) 春日井市の多文化共生の取組み及び行事
- (2) 外国人に役立つ行政情報
- (3) その他多文化共生に関する情報で、管理責任者が必要と認めるもの

8 発信方法

- (1) 本アカウントを用いて情報発信をする際は、原則として管理責任者の判断を必要とする。ただし、SNSの特性や情報発信の即時性を考慮、緊急の場合や事前に判断を得ている場合は、この限りではない。
- (2) 投稿した内容に誤りがあった場合は、直ちに当該投稿を削除するとともに、訂正した内容を改めて投稿する。

9 発信端末の制限

- (1) 管理責任者は、発信端末を指定するものとする。指定する発信端末は、原則として国際交流ルームのクロームブック（Chromebook）とする。

10 遵守事項

本アカウントを用いて情報発信をする際は、次の各号に掲げる事項の遵守に努める。

- (1) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び服務に関する規程を、遵守すること。
- (2) 業務目的外に使用しないこと。
- (3) 守秘義務の遵守及び意思形成過程における情報の取り扱いに留意すること。
- (4) 発信する情報を正確に記述し、その内容について誤解を招かぬようにすること。

11 禁止事項

本アカウントにおいては、次の各号に掲げる情報発信をしてはならない。

- (1) 法令等に違反し、又は違反する恐れがあるもの
- (2) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治又は宗教活動を目的とするもの

- (4) 著作権、商標権、肖像権その他の知的所有権を侵害又は侵害する恐れのあるもの
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とするもの
- (6) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (7) 虚偽又は事実と異なるもの
- (8) 単なる噂や噂を助長させるもの
- (9) 本人の承諾なく個人情報に掲載する等プライバシーを害するもの
- (10) 他のユーザー、第三者等になりすますもの
- (11) 有害なプログラムを使用若しくは提供するもの、又はその恐れのあるもの
- (12) わいせつな表現などを含む不適切なもの
- (13) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (14) (1)から(13)までの内容を含むホームページへのリンクを目的とするもの
- (15) 上記のほか、管理者が不適切と判断したもの

12 免責事項

- (1) 本アカウントにおける情報の正確性、完全性及び有用性等を保証するものではない。このため、本アカウントにおける情報を利用したために、ユーザー又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (2) 本アカウントに関連して生じたユーザー間のトラブル又はユーザーと第三者との間のトラブルによりユーザー又は第三者が被った損害について、一切の責任を負わない。
- (3) 本アカウントに投稿された返信、リポスト及びコメント等について、一切の責任を負わない。
- (4) 本アカウントに関連する事項によって生じたいかなる損害についても、一切の責任を負わない。

13 投稿等への対応

本アカウントに対して、他のユーザーが「11 禁止事項」各号の投稿等を行った場合には、当該投稿等を削除するほか、必要に応じてアカウントのブロック等の措置をとる。

14 著作権

掲載している全ての情報（テキスト、画像等）に関する著作権は、原著作者又は春日井市に帰属する。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することを禁ずる。

15 フォロー

本アカウントにおいては、情報発信のみを行い、原則として他のアカウントをフォローしない。ただし、平時と異なる対応が必要とされる場合は、政府機関、地方公共団体及び外国の政府機関等の発信する関連情報について、必要に応じてフォロー及びリポスト等を行う。

附 則

この運用方針は令和6年12月1日から施行する。